

# 武雄市農業委員会

平成30年7月総会議事録

平成30年7月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成30年7月5日(木)  
(開会)午後15時00分 (閉会)午後16時00分
2. 場 所 武雄市役所 4階会議室
3. 出席状況 出席者35人 欠席者 1人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富 永 茂 人	○		山 北 義 見	○	
末 藤 良 郎	○		(欠 員)	—	
中 村 和 仁	○		本 山 幸 雄	○	
佐佐木 幸 夫	○		田 栗 保 信	○	
小 柳 満	○		下 平 寅 義	○	
西 村 元 吉	○		松 尾 忠 則	○	
小 田 康 信	○		永 尾 廣 次	○	
中 村 一 明	○		中 原 位	○	
岩 永 和 裕	○		東 島 豊	○	
松 尾 薫	○		坂 口 千 代 喜	○	
向 井 健 作	○		安 永 和 廣	○	
中 野 重 信	○		浦 川 宗 博	○	
馬 場 征三郎	○		坂 口 正 勝		○
井 手 辰 巳	○		相 原 經 憲	○	
小 柳 信 博	○		大 串 和 文	○	
古 川 秀 文	○		川 内 智 彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩 橋 久 美	○	
境 重 則	○		宮 原 洋 昭	○	
松 尾 正 博	○				

4. 協議事項
- |                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について         | 9件  |
| 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について         | 13件 |
| 議案第3号 農用地利用集積事業計画(案)について           |     |
| 議案第4号 武雄市非農地証明について                 | 1件  |
| 報告第1号 農地等形状変更届出について                | 4件  |
| 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について     | 1件  |
| 報告第3号 農地法第5条の規定に基づく許可指令書の取消し願いについて | 1件  |
5. 議事内容 以降記載

---

## 《開会》

---

**事務局長**        それではただ今から、平成30年7月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

                  今日は、32番 坂口 正勝 委員より欠席の届け出があっております。欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたします。

                  それでは、会長よろしく申し上げます。

---

## 《議事録署名人指名・報告事項》

---

**会 長**            皆さんこんにちは。本日が現委員さん最後の総会でございます。皆様方には足元が悪い中、また、農作業のお忙しい中ご出席いただきましたことに対し厚く御礼申し上げます。

                  一昨日は台風7号ということで、皆様方には最小限の被害ではなかったかなと感じております。また本日のニュースでは8号が発生しております。強い台風になるかもしれませんので、台風情報には十分注意していただきたいと思います。

                  田植えも終了して、次は大豆の播種の次期ではなかろうかなかと思っておりますが、この雨の影響で作業ができません。雨が明けた時に作業が集中するのではないかと思います。

                  それでは、ただ今から平成30年7月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第4号までの審議をお願いいたします。その後に報告事項が3件ございます。

                  本日の議事録署名人に、5番 小柳 満 委員、21番 本山幸雄 委員を指名いたします。

                  それでは、議案審議に入る前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件について、県知事への進達の結果を、事務局から報告してください。

**事務局**            先月皆様にご審議いただきました案件は5条が10件ございました。このうち8件については県知事の許可が出ています。複線化の案件2件については、県農業会議の常設審議会を経て、現在、県で審査中です。

                  また、11月の総会でご審議いただきました、〇〇町の〇〇の転用案件につきましては、県道からの出入り口の24条許可申請に時間がかかられており、まだ許可が出ておりません。保留という事です。

                  続きまして、「農地転用許可後の工事進捗状況・利用状況・農地復元報告」について」報告します。6月に事務局に報告された分は4件です。工事が完了したものが2件。利用状況報告が1件。復元報告が1件出ております。

                  以上ご報告申し上げます。

————— 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》 —————

会 長           では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が9件提出されております。この9件について、事務局から説明をお願いします。

事務局           申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田1筆、2,021㎡。「後継者がなく近隣の耕作者に譲渡したい。」というものです。農地の価格は〇〇です。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田1筆、1,008㎡。「後継者がなく近隣の耕作者に譲渡したい。」というものです。農地の価格〇〇です。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田1筆、1,013㎡。「後継者がなく近隣の耕作者に譲渡したい。」というものです。農地の価格は〇〇です。

申請番号1番から3番までは同じ譲受人となります。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、田1筆、計434㎡。「以前に売買していたが、申請手続きがなされていなかった。」というものです。農地の価格は〇〇です。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、268㎡。「県外在住で耕作できない。」及び「譲受人の自宅に近く、耕作しやすい。」というものです。農地の価格は〇〇です。

申請番号6番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、665㎡。「譲渡人は市外在住のため管理できない。」及び、「譲受人の経営規模拡大のため」というものです。農地の価格は〇〇です。

申請番号7番。所有権移転。〇〇町の田1筆、368㎡。「ハウスを作り、青梗菜等を栽培したい」という案件です。農地の価格は〇〇です。

申請番号8番。所有権移転。〇〇町の田2筆、1,718㎡。「譲渡人は県外在住のため維持管理できない。」及び、「譲受人の経営規模拡大のため」という案件です。譲渡人と譲受人は親戚であるため、農地の価格は〇〇です。

申請番号9番。地役権設定。〇〇町の田13筆、9,981㎡。「太陽光発電所において発電した再生可能エネルギー電気を九州電力株式会社へ供給するために、申請地の地上に送電線を通すため。」申請をされています。契約期間が2018年7月1日から2040年7月30日までです。

以上、1番から8番までが所有権移転となりますが、8件とも判断基準を全て満たしていると判断しています。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 議案の説明が終わりました。地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか。

会 長 特に無いようですので、質疑を始めます。議案第1号について、ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思ひますけれども、何かございませんか。

〇〇番委員 申請番号1番から3番までは譲受人は〇〇ですが、こちらに耕作に来られていますか。

〇〇番委員 譲受人は現在、〇〇の〇〇に勤務しており、任務の都合がある場合を除き、毎週末に帰ってきています。あと2、3年で退職予定で、その後は就農したいということで、今回、自分の圃場の横にある田を購入の申請をされています。

〇〇番委員 自宅は〇〇ですか。

〇〇番委員 はい〇〇です。

会 長 ほかにございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、議案第1号についての質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による9件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による9件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

---

## 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請》

---

会 長 次に、議案第2号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が13件提出をされています。議事の都合上、まず1番から12番までを議題といたします。この12件について、事務局の説明をお願いします。

なお、申請番号3番に関連して、報告第3号に許可の取り消しが報告されていますので、併せて説明をお願いします。

## 事務局

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田10筆、計1,863.91㎡。「商業施設や小中学校に近く、住環境が整った申請地で宅地分譲を行いたい。」というものです。同時利用地として里道59.5㎡を合わせ、宅地6区画・道路・その他で、計1,923.41㎡で計画をされています。

都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計3,290㎡。「申請地は都市計画区域内で、学校・官公庁・スーパー・図書館・運動施設等が徒歩圏内にあり、住環境に優れていることから、宅地分譲を行いたい。」というもので、宅地11区画、道路、公園を計画されています。

都市計画法に規定する用途地域の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番の説明に入る前に14ページの報告第3号をご覧ください。

報告第3号、「農地法第5条の規定に基づく許可の取り消し」について先に説明いたします。こちら〇〇町の田3筆、計4,418㎡。「遊技場の増設及び駐車場」として平成24年3月22日に3筆について転用許可を受けられました。その後、国道のバイパスが具体的に計画をされましたので、その開通に合わせて工事着工を遅らせるという事で、工期の変更届が出されていたところでした。

そのバイパスが開通しましたので、この3筆に1筆追加という形で申請をしようとしたところ、県からは「平成24年の3筆が何も着工されていないのに、1筆追加をするのはおかしい」という指摘があり、「平成24年の許可を取り消して、4筆合わせて全体の計画として申請をし直すように。」と、指導がっておりますので、その取り消しの届出がされております。

それでは第5条の議案に戻ります。申請番号3番について説明いたします。賃借権設定。〇〇町の田4筆。計6,489㎡。申請事由は「申請地北側で遊技場を経営しており、〇〇前という立地条件で集客率が高く、更に店舗南西側には国道34号線バイパスが着工され、今後は来客数が増すと考えられるため、店舗・駐車場の増築を行いたい。」というものです。同時利用地として宅地12,590.20㎡、用悪水路25㎡を併せ、計19,104.20㎡で計画されています。平成24年に許可を受けた3筆はその時に農振除外を済ませていましたが、追加の1筆についても既に農振除外手続きを済まれています。

農地区分は「高速自動車道のインターチェンジから概ね300m以内」で第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計1,773㎡。申請事由は「申請地周辺は住宅建設が進んでおり、小中学校・スーパーなどが近接しており、建売分譲住宅に転用したい。」というもので、宅地6区画、取付道路、ゴミ置き場を合せて1,773㎡で計画されています。

農地区分は「市民サービスセンター〇〇に市役所の窓口ができましたが、そこから概ね500m以内」にありますので第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、47.93㎡。申請事由は「申請地及び隣接地を利用してアパート経営を計画した。申請地は登記簿上は宅地であるが固定資産税の評価は畑であり、法務局から『農地転用の手続が必要。』との指導を受けたため、申請に至った。」というものです。事務局も現地を見に行きましたが、土のままで、「荒れた畑」という感じでした。農地法では「現況主義」となっておりますので、「畑」として取り扱って、今回、転用の申請を受け付けております。同時利用地の宅地800.67㎡を含み、848.60㎡で共同住宅を計画されています。

都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号6番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、248㎡。申請事由は「現在親と同居しているが、子どもが増え手狭になり、実家の隣接地に一般住宅を建設したい。」というものです。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号7番。所有権移転。〇〇町の畑2筆、750㎡。申請事由は「菓子店を経営しているが、行事期には来店者で混み合い、客が店舗前の市道に駐車し、周囲の方に迷惑をかけている。業者の搬入車の駐車スペースも必要のため、貸駐車場に転用したい。」ということで、貸駐車場ということで、申請をされています。

都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号8番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、92㎡。申請事由は「町おこしの一環として、古民家を改装し、集会や研修会等を開催しているが、既存の駐車場では不足するため、駐車場を増設したい。」というものです。

同時利用地として山林20㎡を加え、計112㎡で6台分が計画されています。申請地については農振除外の手続きを済まれています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農

地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号9番。所有権移転。〇〇町の田1筆、232㎡。申請事由は「事業拡大により、従業員の駐車場を増設したい。」というもので、駐車場7台分が計画されております。申請地は農振除外の手続きを済まれています。

農地区分は「特定土地改良区事業の施行に係る区域内にある農地」ですので第1種農地。許可基準の該当事項は「既存施設の拡張（拡張に係る部分が、既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの）」にあたりますので許可しうると判断しております。

申請番号10番。使用貸借権設定。〇〇町の田2筆、386㎡。申請事由は「現在はアパート住まいであるが、家族も増え手狭になったため、実家近くの申請地に一般住宅を建設したい。」というものです。申請地の農振除外手続きは済まれています。

農地区分は「水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設が存在する。」として第3種区域で「許可し得る」と判断しております。こちら、近くに〇〇歯科と武雄消防署の山内分署があり、この2つで判断しております。

申請番号11番。賃借権設定。〇〇町の田1筆、472㎡のうち6.25㎡。申請事由は「太陽光発電所において発電した再生可能エネルギー電気を九州電力株式会社へ供給するため、送電用電柱が必要となった。」というもので、多段式電柱が計画されています。申請地の農振除外手続きは済まれています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号12番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、865㎡。申請事由は「申請地の周囲は宅地化されており、34号線にも近いため交通の便も良い。住環境が整った申請地に共同住宅を建てたい。」というものです。共同住宅10戸が計画されております。申請地の農振除外手続きは済まれています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

12番までの説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

事務局から1番から12番までの説明が終わりました。1番から4番までの案件につきましては、6月28日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

## 調査委員会座長（〇〇番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

平成30年6月28日午後1時30分から調査委員会をC班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第2号 農地法第5条の規定による4件の申請について審議しました。

まず申請番号1番の「宅地分譲」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1点目に、「10685-1の農地は河川に沿って細長い形状になっているが、その部分はどうするのか。」という質疑があり、これに対して「宅地として使用できない部分は、分筆して譲受人が管理する。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

次に申請番号2番の「宅地分譲」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1点目に、「土の搬入は、どこからするのか。」という質疑があり、これに対し「東側の道路より4t車で行います。」という回答がありましたので、周りは住宅地になるので注意するように依頼しました。

2点目に、「軟弱地盤だが基礎杭は打つのか。」という質疑があり、これに対し、「乗入れ口には打つ予定です。」と回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号2番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

続いて申請番号3番の「遊技場及び駐車場」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1点目に、「店舗の拡張について平成24年に許可を受けた際と、計画の変更があっているか。」という質疑があり、これに対し「変更はありません。」という回答がありました。

2点目に、位置図が現状とは違うようだが、添付書類については最新のものを付けるように指導がありました。

3点目に、水門への畔の管理について質疑があり、これに対し「水門への畔や水路の脇にはコンクリートを張る予定である。」という回答がありました。

4点目に、「契約終了後、申請地はどのようにするのか。」という質疑があり、これに対し「契約は更新する予定だが、事業が終了することになれば更

地に戻す契約である。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号3番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

最後に申請番号4番の「建売分譲住宅」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1点目に「隣接地の転用の際に、耕作しやすいように引いてもらっている箇所の管理はどうするのか。」という質疑があり、これに対し「申請地と一緒に埋める予定です。」という回答がありました。

2点目に「開発道路は将来的にどうするのか。」という質疑があり、これに対し「市へ寄付したいと考えている。」と回答がありました。

3点目に「市道の拡幅・かさ上げについて、購入者への説明等はどのように考えているのか。」という質疑があり、これに対し「市道の計画は、来年測量して、その後完成がいつになるか分からないので、東側の宅地と同じ高さにしたいと考えている。契約する際には、市道の計画について説明する。」と回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号4番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

以上、4件の審議結果について報告いたします。

**会 長** はい、ありがとうございました。1番から4番までの案件については調査委員会の報告が終わりました。残る5番から12番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

**会 長** 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

**〇〇番委員** 質問ではありませんが、さきほど、現況図が違うという話をしましたが、添付書類として現況図の添付が必要ですが、今添付されているのがほとんどが〇〇地図を使っているが、もちろん添付されたのは以前の資料でしたので、新しいのに書き換えをしてほしいということと、その話の中には、〇〇の地図には「無断転用をしてはならない」という著作権法上の規定があります。これを正式に許可をもらって添付をしているのかということも含まれて私は質問をしておりました。受付をされる段階でそこまで徹底をしているのかどうか立証して欲しいという要望でもあります。

会 長 事務局は、受付をするときに、法律に触れないようお願いしたいということ  
ことです。

他に質問ございませんか。

〇〇番委員 3番の件です。施工完了が12月末となっていますが、もしこれまでに完了  
できなかった場合には、再度延長許可をするのでしょうか。

事務局 申請書には工事完了時期が平成30年12月31日と記載されています。  
以前の平成24年の際の許可も着工されていなかったもので、今回事務局からは「許可が出たらすぐに着工するように」と依頼をしております。これでまた着工が遅れる場合には、工事の変更申請をしていただく必要があります。その際には申請の内容を再度、農業委員会でご審議いただくという形になると考えます。

〇〇番委員 年度内と言えればあと半年ないですよ。見取り図を見てもらえば分かる  
とおり橋をかける計画ですが、市の道路・河川の管理者のほうに確認して聞いた  
ら、「私どもはまだ内容を聞いていません」と言われました。24年の許可  
の時にも橋を計画してあった訳ですが、その時にも申請をせずに、今度もま  
だ申請に行っていないわけです。半年で橋ができますか。道路の法面には水  
道管も入っています。

私が佐賀国道事務所に聞いたら、「その要望はまだ出ておりません」「半  
年ぐらいでは許可は出ませんよ」と言われました。現地を見ていただければ  
分かりますが、その乗り継ぎ改良工事はされていないしL型擁壁もされて  
いない。法面をつけたままで、草ぼうぼうです。ですから、完了予定は12  
月末となっていますが実際できるのかできないのか、できなかったら同じ条  
件で再度延長するのでしょうか。

といいますのも、河川許可には地元同意も必要ですが、まだ受けておりま  
せん。特に水害地ですのでどこにでも橋をかけられるというわけではありま  
せん。パイプラインも入っていますので、パイプラインも止めないといけま  
せんが、12月までポンプが回っていますので、止めることも。パイプライ  
ンの場合は農林課に行って水管渠を外したりしないといけません。事務局も、  
そのあたりの横の流れを「こういう申請が出ているんだけど」という言い  
方をしてもらわないと、「私たちは私たちの課」じゃなくて、横の並びをきち  
っとしてもらわないと、農業委員さんが大変です。

会 長 はい。橋をかけるのは半年では無理ではないかという意見でした。事務局  
は「橋の申請はしていますか」「地元同意はとれていますか」と申請者に話を  
して、また県と相談をしながら進めるということによろしいでしょうか。

〇〇番委員 はい。

会 長           そうしたら、他にございませんか。

〇〇番委員      1 2 番の件ですが、始末書は提出されていますか。議案に記載がありませんが。

事務局           議案に記載が漏れておりましたが、始末書は提出されています。

〇〇番委員      了解しました。

会 長           他にございませんか。他に無いようですので、議案第 2 号の質疑をとどめます。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による 1 2 件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長           異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による 1 2 件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

---

**《議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請（続き）》**

---

会 長           次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の 1 3 番を議題といたします。この案件については、〇〇番の〇〇委員さんが貸付人ですので、農業委員会法第 3 1 条に基づく議事参与の制限により、〇〇委員につきましては、議案第 2 号 1 3 番の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(〇〇番委員退席)

会 長           では 1 3 番の案件について、事務局の説明をお願いします。

事務局           申請番号 1 3 番。賃貸借権設定。〇〇町の田 5 筆、7,727 m<sup>2</sup>のうち 2,708 m<sup>2</sup>。申請事由は「九州新幹線（西九州）佐世保線肥前山口・武雄温泉間複線化工事の資材置場等として使用したい」というものです。貸付期間は許可後から平成 33 年 3 月 31 日までとなっています。賃料については、10 アール当たり、年間〇〇円との事です。

農用地区域内にある農地ですので、農地区分は「農用地区域内農地」。許可基準の該当事項は「一時的な利用に供するもの。」として許可しうると判断しております。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

**会 長** 議案第2号第13番の説明が終わりました。こちらは地元委員が〇〇委員です。補足説明を受けることができませんので質疑を始めます。ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思いますが、何かございませんか。

(質疑開始)

**会 長** それでは、他に意見も無いようですので、議案第2号第13番の質疑をとどめます。議案 第1号 第13番、農地法第5条の規定による1件の許可申請について、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

**会 長** 異議なしと認めます。  
よって、議案 第2号 第13番、農地法第5条の規定による許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

それでは、〇〇委員さんを入室、着席させてください。

(〇〇番委員着席)

---

**《議案第3号 農用地利用集積事業計画（案）》**

---

**会 長** 次に、議案第3号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案第3号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明します。  
1ページをご覧ください。こちらに平成30年度第4号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。	田。新規、	1件、	4筆、	7,117 m <sup>2</sup> 。
	再設定、	1件、	1筆、	3,041 m <sup>2</sup> 。
橘町。	田。新規、	(なし)		
	再設定、	3件、	4筆、	3,445 m <sup>2</sup> 。
朝日町。	田。新規、	(なし)		
	再設定、	2件、	2筆、	4,075 m <sup>2</sup> 。

若木町。	田。	新規、 再設定、	(なし) 1件、	1筆、	6 3 5 m <sup>2</sup> 。
武内町。	畑。	新規、 再設定、	1件、 (なし)	1筆、	2 5 7 m <sup>2</sup> 。
東川登町。	田。	新規、 再設定、	7件、 9件、	1 5筆、 2 2筆、	2 7, 3 0 3 m <sup>2</sup> 。 2 7, 8 5 0 m <sup>2</sup> 。
西川登町。	畑。	新規、 再設定、	2件、 1件、	2筆、 1筆、	5, 4 7 5 m <sup>2</sup> 。 5 9 2 m <sup>2</sup> 。
山内町。	田。	新規、 再設定、	(なし) 2件、	4筆、	5, 7 0 7 m <sup>2</sup> 。
北方町。	田。	新規、 再設定、	1件、 4件、	1筆、 1 1筆、	1 5 3 m <sup>2</sup> 。 2 5, 3 0 1 m <sup>2</sup> 。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。このうち〇〇町の1番について説明いたします。17ページをご覧ください。借受人については、〇〇市にて青年就農計画の認定を受けている新規就農の方です。

全体の説明に戻ります。利用権の解除については22ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、議案第3号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。意見もないようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成30年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

---

《議案第4号 非農地証明》

---

会 長 次に議案第4号を議題といたします。武雄市非農地証明について、1件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。土地は〇〇町の畑1筆、2,054㎡。「義父が亡くなった後、休耕地となり、山林化していった。」というものです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、第4号「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 はい、事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 現地を見てまいりましたけれども、もう山です。どこが畑か全く分かりませんでした。

会 長 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第4号、1件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

---

《報告第1号 農地等形状変更届出について》

---

会 長 以上で審議事項は終了し、次に報告事項に移ります。  
報告第1号「農地等形状変更届出について」4件が提出されています。この4件について、事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第1号について説明いたします。届出番号1番。〇〇町の田5筆、畑2筆、計4,949㎡。変更理由は「耕作しやすいように整地をして、柿を栽培したい。」というものです。田のかさ上げを予定しております。変更時期は平成30年7月15日から平成31年7月14日です。かさ上げの高さは1.2m、土量は5,900㎡。施工業者は〇〇です。

届出番号2番。〇〇町の田4筆、計989㎡。変更理由は「側溝工事により水利が変わり稲の耕作ができなくなったので、畑として利用したい。」というものです。変更時期は平成30年7月10日から9月30日までを予定されておます。かさ上げの高さは1.4m。土量は483.6㎡。施工業者は〇〇。変更後は大豆を作る計画です。

届出番号3番。〇〇町の田1筆、632㎡。変更理由は「隣地に共同住宅が建つため、管理しやすいように田を畑に転換したい。」というものです。変更時期は平成30年7月10日から平成30年9月30日。かさ上げの高さは1m。土量は632㎡です。施工は届出人が自ら行うという事です。変更後は野菜を作るということで届出がっております。

届出番号第4号。〇〇町の田1筆、716㎡。変更理由は「田を畑に転換して利用したい。」というものです。変更時期は平成30年7月10日から8月10日まで。かさあげの高さは1.0m、土量は644㎡です。施工業者は〇〇。変更後の利用計画は大豆を作るという届け出がっております。

以上報告いたします。

会長

はい、この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

(補足説明なし)

会長

特に無いようですので、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出」につきまして、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会長

これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

————— **《報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について》** —————

会長

次に、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出につい

て、1件の届出が提出されております。これについて事務局の説明をお願いします。

**事務局** 報告第2号について説明します。

届出番号1番。土地は〇〇町の田一筆、316㎡のうち99㎡。転用目的が育苗床及び農機具置き場。転用時期が平成30年5月2日から平成30年5月7日です。こちら、既に転用されておりましたので、始末書が添付されております。転用理由は「農機具を他の所に預けていたが置けなくなり、保管場所が必要になった、という事と、自宅の横であり苗の管理がしやすい」という事です。

以上、報告します。

**会 長** はい、この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

**〇〇番委員** 私から事前に「コンクリートをするときには前もって届け出をしないとけない。」と言っておりましたが、気づいた時にはもうすでに工事をしてあったので、後からの届出となりました。以上です。

**会 長** それでは、説明が終わりましたので、報告第2号「農地法第4号第1項第8号の規定による届出」につきまして、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

**会 長** これも報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

---

**《閉会》**

---

**会 長** それでは、以上をもちまして、平成30年7月の農業委員会総会を終わります。